

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,961,856	7,000,285
うち、出資金及び資本準備金の額	3,586,267	3,508,339
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,510,756	3,631,196
うち、外部流出予定額 (△)	34,697	33,908
うち、上記以外に該当するものの額	100,469	105,342
うち、優先出資申込証拠金の額	—	—
うち、処分未済持分の額 (△)	100,469	105,342
うち、自己優先出資申込証拠金の額	—	—
うち、自己優先出資の額 (△)	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109,828	74,826
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109,828	74,826
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,071,685	7,075,111
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12,590	11,176
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	12,590	11,176
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12,590	11,176

V 自己資本の充実の状況

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,059,094	7,063,935
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,077,428	55,588,160
資産 (オン・バランス) 項目	54,996,110	55,528,210
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
オフ・バランス項目	81,317	59,949
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,868,999	1,869,715
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,946,427	57,457,875
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.39 %	12.29 %

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット		令和6年度			令和7年度		
		エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %
現金		900	0	0	903	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		10,354	0	0	10,356	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		4,693	0	0	5,954	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		64,748	12,949	518	64,942	12,989	520
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		732	675	27	1,151	1,105	443
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		5,094	2,266	91	2,231	1,631	65
（うちトランザクター向け）		39	18	0	41	18	0
不動産関連向け		24,857	10,878	436	27,095	11,038	441
（うち自己居住用不動産等向け）		18,660	4,418	177	21,166	4,866	194
（うち賃貸用不動産向け）		6,197	6,460	259	5,929	6,172	247
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		396	296	12	367	286	11
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		79	33	1	65	11	—
取立未済手形		9	2	0	7	1	0
信用保証協会等による保証付		4,646	459	18	5,170	509	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		16,872	27,519	1,100	17,369	27,996	1,119
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		7,111	17,779	711	7,111	17,779	711

V 自己資本の充実の状況

信用リスクアセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4 %
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9,761	9,740	389	10,258	10,217	408
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(短期S T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	-	-	-	-	-	-
	C V Aリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	-	-	-	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計 (信用リスク・アセットの額)	133,380	55,077	2,203	133,654	55,588	2,223
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク 相当額の合計額を 8 %で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク 相当額の合計額を 8 %で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リ スク相当額を8 %で 除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リ スク相当額を8 %で 除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
		1,868		75	1,869		75
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4 %
		56,946		2,278	57,457		2,298

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,868	1,869
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	75	75
B I	1,245	1,246
B I C	149	149

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本比率額を算出するために必要な掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別） および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
	国内	133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
法人	農業	252	252	—	24	274	274	—	18
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	1	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	64,757	—	—	—	64,950	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	665	665	—	—	1,025	1,025	—	—
	日本国政府・地方公共団体	13,997	3,643	10,354	—	15,176	4,820	10,356	—
	上記以外	8,252	1,141	—	—	8,374	1,262	—	—
	個人	34,794	34,753	—	451	34,695	34,660	—	415
	その他	10,662	—	—	—	11,161	—	—	—
業種別残高計		133,380	40,455	10,354	475	135,655	42,041	10,356	433
	1年以下	65,413	664	—		59,775	628	10	
	1年超3年以下	936	926	10		1,045	1,045	—	
	3年超5年以下	1,749	1,749	—		2,809	1,597	1213	
	5年超7年以下	3,580	1,662	1,918		2,327	1,624	703	
	7年超10年以下	3,584	2,572	1,012		4,396	2,889	1,506	
	10年超	39,719	32,306	7,414		40,667	33,743	6,924	
	期限の定めのないもの	18,399	576	—		24,636	515	—	
残存期間別残高計		133,380	40,455	10,354		135,655	42,041	10,356	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	109	109	—	109	109	109	74	—	109	74
個別貸倒引当金	214	211	—	214	211	211	218	6	205	218

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		214	211	—	214	211		211	218	6	205	218	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	31	21	—	31	21	—	21	40	—	21	40	—
	個人	183	190	—	183	190	—	190	178	—	190	178	—
業種別計		214	211	—	214	211	—	211	218	6	205	218	6

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和7年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	903,244	－	903,244	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	10,356,139	－	10,356,139	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	5,954,536	－	5,954,536	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	64,942,424	－	64,942,424	－	12,988,554	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,150,705	4,000	1,130,099	400	1,105,499	98
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,178,299	661,729	2,031,459	94,146	1,649,667	78
（うちトランザクター向け）	45	－	412,700	－	41,270	18,571	45
不動産関連向け	20～150	27,095,056	－	27,038,359	－	11,038,727	41
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	21,166,297	－	21,159,864	－	4,866,307	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	5,928,758	－	5,878,495	－	6,172,420	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	201,845	8,734	201,203	873	286,885	142
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	51,884	－	51,884	－	11,539	22
取立未済手形	20	7,074	－	7,074	－	1,414	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,170,402	－	5,090,795	－	509,079	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	17,329,115	0	17,329,115	0	27,996,791	162
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,111,677	－	7,111,677	－	17,779,192	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	106	－	106	－	266	251
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	10,217,332	0	10,217,332	0	10,217,332	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－						
合計（信用リスク・アセットの額）	－					55,588,160	

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	900,135	－	900,135	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	10,354,380	－	10,354,380	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	4,692,704	－	4,692,704	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	64,747,995	－	64,747,995	－	12,949,669	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	731,616	－	700,125	－	675,125	96
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,970,872	817,353	4,798,571	122,662	2,266,121	46
（うちトランザクター向け）	45	－	393,000	－	39,300	17,685	45
不動産関連向け	20～150	24,857,175	－	24,803,761	－	10,877,784	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	18,659,720	－	18,651,572	－	4,417,985	24
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	6,197,455	－	6,152,189	－	6,459,798	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	214,096	6,316	213,757	－	295,616	138
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	69,763	－	69,763	－	33,360	48
取立未済手形	20	8,907	－	8,907	－	1,781	20
信用保証協会等による保証付	0～10	4,646,012	－	4,586,334	－	458,633	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	16,851,819	0	16,851,819	0	27,519,335	163
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,111,677	－	7,111,677	－	17,779,192	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	－	0	－	0	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	9,740,142	0	9,740,142	0	9,740,142	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－						
合計（信用リスク・アセットの額）	－					55,077,428	

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和7年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF/信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,356,139	－		－		－		－		0	10,356,139			
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－	－			
国際決済銀行等向け	－	－		－		－		－		－	－			
	0%	10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,954,536	－		－		－		－		－	－	5,954,536		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－		－		－		－		－	－	－		
地方公共団体金融機構向け	－	－		－		－		－		－	－	－		
我が国の政府関係機関向け	－	－		－		－		－		－	－	－		
地方三公社向け	－	－		－		－		－		－	－	－		
	0%	20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	－	－		－		－		－		－	－	－		
	20%	30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,942,072	－		100		－		－		－	－	252	64,942,424	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－		－		－		－		－	－	－	－	
	10%	15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－	－		－		－		－		－	－	－	－	
	20%	50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－		－		－		－		1,105,499	－	－	25,000	1,130,499
（うち特定貸付債権向け）	－	－		－		－		－		－	－	－	－	－
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－	
株式等	－		－		－		－		－		－		－	
	45%			75%			100%			その他			合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,270			1,772,519			294,556			17,260			2,125,605	
（うちトランザクター向け）	41,270			－			－			－			41,270	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	241,2813	－	－	－	3,120,897	－	－	－	－	－	299,642	15,336,512	21,159,864	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	5,878,495	－	－	5,878,495		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－	
	60%				その他					合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－					－				
	100%			150%			その他				合計			
不動産関連向け うちA D C向け	－			－			－				－			
	50%			100%			150%			その他			合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	16,137			－			185,845			94			202,076	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－			1,297			－			50,587			51,884	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	903,244		－		－		－		0		903,244			
取立未済手形	－		－		7,074		－		0		7,074			
信用保証協会等による保証付	0		5,089,102		0		0		1,693		5,090,795			
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－			
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－			

(単位：千円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF/信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,354,380	－		－		－		－		0	10,354,380		
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－	－		
国際決済銀行等向け	－	－		－		－		－		－	－		
	0%	10%	20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	4,692,704	－	－		－		－		－	0	4,692,704		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－		－		－		－	－	－		
地方公共団体金融機構向け	－	－	－		－		－		－	－	－		
我が国の政府関係機関向け	－	－	－		－		－		－	－	－		
地方三公社向け	－	－	－		－		－		－	－	－		
	0%	20%	30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	－	－	－		－		－		－	－	－		
	20%	30%	40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,747,644	－	250		－		－		－	－	101	64,747,995	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－		－		－		－	－	－	－	
	10%	15%	20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－	－	－		－		－		－	－	－	－	
	20%	50%	75%		80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－		－	－	675,125	－	－	25,000	700,125		
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－		
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		
株式等	－		－		－		－		－		－		
	45%			75%			100%			その他		合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,300			1,603,494			480,298			2,798,141		4,921,233	
（うちトランザクター向け）	39,300			－			－			0		39,300	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	2,381,884	－	－	－	3,263,303	－	－	－	－	－	358,368	12,648,017	18,651,572
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	6,152,189	－	－	6,152,189	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－
	60%				その他					合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－					－			
	100%			150%			その他				合計		
不動産関連向け うちA D C向け	－			－			－				－		
	50%			100%			150%			その他		合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	24,160			3,540			186,527			160		214,387	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－			24,141			－			45,622		69,763	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	900,135		－		－		－		0		900,135		
取立未済手形	－		－		8,907		－		0		8,907		
信用保証協会等による保証付	0		4,584,110		－		0		2,224		4,586,334		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－		

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	106,692,772	-	-	106,437,681	108,433,629	-	-	108,195,813
40%～70%	30,894	393,000	10%	70,194	21,598	412,700	10%	62,868
75%	1,899,140	384,309	21%	1,961,863	2,033,828	221,997	23%	2,072,161
80%	-	0	10%	0	-	-	-	-
85%	-	-	-	-	-	-	-	-
90%～100%	1,182,450	6,571	10%	1,183,106	1,401,298	4,400	10%	1,401,353
105%～130%	6,197,455	-	-	6,152,189	5,928,758	-	-	5,878,495
150%	186,133	5,066	10%	186,527	185,186	8,725	10%	185,845
250%	-	-	-	-	-	-	-	-
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4,814	34,721	10%	8,166	7,312	26,640	10%	6,102
合計	116,193,661	823,669	15%	115,999,729	118,011,612	674,463	14%	117,802,640

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

○信用リスク削減手法

自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなどして信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、適格金融資産担保、保証、貸出金と自組合貯金の相殺を適用しています。

○適格金融資産担保付取引

エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自組合貯金の相殺

①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金を、いずれの時点においても特定することができること。

③自組合貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

上記条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25	—	25	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	2,783	6	6
自己居住用不動産等向け	—	15,024	—	17,730
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	45	—	50
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	31	17,852	31	17,786

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針および手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

◆ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◆ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	7,957	7,957	7,957	7,957
合 計	7,957	7,957	7,957	7,957

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

① リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

② リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△ EVEおよび△ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVEおよび△ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	725	547	33	68
2	下方パラレルシフト	0	0	3	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,011	852		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	281	251		
7	最 大 値	1,011	852	33	68
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	7,059		7,063	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。
 2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。